水道管路耐震化 PFI 事業導入検討支援業務のプロポーザル方式による公募について（公告）

次のとおりプロポーザル方式により受注者を公募する。

令和８年 11 月６日

香川県広域水道企業団企業長
池　田　　豊　人

１　公募に付する事項

（１）　業務名

水道管路耐震化 PFI 事業導入検討支援業務

（２）　委託期間

契約締結の日から令和 11 年９月 28 日（金）まで

（３）　契約限度額

239,360,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

（４）　業務の内容

水道管路耐震化 PFI 事業導入検討支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

２　参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）企業団が発注する契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

・民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（４）平成28年度以降に給水人口90万人以上の上下水道事業体から官民連携手法における市場調査及び発注者支援を含む委託業務を受注した実績があること。

３　申込方法及び参加資格要件の審査結果の通知

（１）　提出書類

①　プロポーザル参加申込書（様式第１号）

②　２の（４）の要件を満たすことを証明する書類

（２）　受付期間

令和８年 11 月６日（金）から 11 月 13 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

（３）　提出方法

直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者によ

る同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとする。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和８年 11 月 13 日（金）午後４時までに必着すること。

（４） 提出先及び問合せ先

郵便番号 760－8514　高松市番町一丁目８番 15 号　高松市防災合同庁舎６階

香川県広域水道企業団　基盤強化推進課

電話番号　087-826-6119

E-Mail：kibankyoka_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

（５） 審査結果の通知及び参加要請

プロポーザル参加申込書を提出した者に対し、令和８年 11 月 18 日（水）までに参加資格の審査結果を通知し、参加資格要件を満たしている者に対してはプロポーザルへの参加を要請する。

（６） プロポーザルへの参加要請を受けた者（以下「参加者」という。）に限り、提案書等を提出することができる。

４　説明会

説明会は開催しない。

５　質問の受付及び回答

参加者は、プロポーザルに関して質問がある場合は、様式第６号により令和８年 11 月 18 日（水）～11 月 24 日（火）午後３時までに３の(４)で示したメールアドレスに送信すること。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず電話にて一報してください。

質問回答事項は、令和８年 11 月 27 日（金）までに、参加者全員に電子メールで回答する。

６　提案書等の提出

参加者は、次のとおり、提案書等を提出すること。提案は、１参加者あたり１案とする。

（１） 提案書等

ア　業務提案書（様式第４号）　10 部（うち企業名等あり１部）

イ　業務見積書（様式第５号）　１部

（２） 提出期間

令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 14 日（月）まで（休日等を除く午前９時から午後４時まで）に直接持参するか、郵便又は信書便で提出すること。なお、郵便又は信書便による場合は、令和８年 12 月 14 日（月）午後４時必着とする。

（３） 提出場所

３の(４)で示した場所

７　選定方法・審査基準・失格事由・スケジュール

水道管路耐震化 PFI 事業導入検討支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり、選考委員会において評価基準に基づき契約予定者を選定する。

８　ヒアリング

下記のとおり実施する。

実施日　：令和８年 12 月中旬　※場所と時間については後日、参加資格者に通知する。

所要時間：30 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答（ヒアリング）10 分以内）

９　電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選考後の見積書提出時に３の（４）に示すメールアドレスに電子メールで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（件名：〇〇〇〇）」とすること。

10　経費の負担

このプロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

11　支払限度額、出来高予定額

各会計年度における業務委託料相当額の 10 分の９以内の額（以下「支払限度額」という。）並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額、業務内容及び履行期間について、各会計年度に協議し、書面（以下「年度協定書」という。）に定めるものとする。

12　年度協定払

年度協定書で定めた各会計年度の業務の成果について、検査に合格した後、支払限度額の範囲内で年度協定払金を請求することができる。

13　その他

（１）　詳細は、実施要領、仕様書によるため、参加希望者はホームページから閲覧及びダウンロードし、確認すること。

（２）　本件の審査結果及び契約者名について、企業団ホームページで公表する場合がある。